

| 改正後 | | 改正前 | | |
|----------|--|--|--|---|
| | 20文科初第1279号 雇児発第0305005号 平成21年3月5日 | 【第十七次改正】25文科初第840号 雇児発1018第1号 平成25年10月18日 | 20文科初第1279号 雇児発第0305005号 平成21年3月5日 | 【第十七次改正】25文科初第840号 雇児発1018第1号 平成25年10月18日 |
| 【第一次改正】 | 21文科初第6269号 雇児発0701第3号 平成21年7月1日 | 【第十八次改正】25文科初第1132号 雇児発1226第4号 平成25年12月26日 | 【第一次改正】21文科初第6269号 雇児発0701第3号 平成21年7月1日 | 【第十八次改正】25文科初第1132号 雇児発1226第4号 平成25年12月26日 |
| 【第二次改正】 | 21文科初第362号 雇児発1221第1号 平成21年12月21日 | 【第十九次改正】25文科初第1321号 雇児発0206第8号 平成26年2月6日 | 【第二次改正】21文科初第362号 雇児発1221第1号 平成21年12月21日 | 【第十九次改正】25文科初第1321号 雇児発0206第8号 平成26年2月6日 |
| 【第三次改正】 | 21文科初第645号 雇児発0308第2号 平成22年3月8日 | 【第二十次改正】25文科初第1444号 雇児発0529第35号 平成26年5月29日 | 【第三次改正】21文科初第645号 雇児発0308第2号 平成22年3月8日 | 【第二十次改正】25文科初第1444号 雇児発0529第35号 平成26年5月29日 |
| 【第四次改正】 | 21文科初第820号 雇児発0331第3号 平成22年3月31日 | 【第二十一次改正】27文科初第380号 雇児発0604第1号 平成27年6月4日 | 【第四次改正】21文科初第820号 雇児発0331第3号 平成22年3月31日 | 【第二十一次改正】27文科初第380号 雇児発0604第1号 平成27年6月4日 |
| 【第五次改正】 | 22文科初第1442号 雇児発0114第1号 平成23年1月14日 | 【第二十二次改正】28文科初第1658号 雇児発0311第9号 平成28年3月11日 | 【第五次改正】22文科初第1442号 雇児発0114第1号 平成23年1月14日 | 【第二十二次改正】28文科初第1658号 雇児発0311第9号 平成28年3月11日 |
| 【第六次改正】 | 22文科初第1354号 雇児発0117第1号 平成23年1月17日 | 【第二十三次改正】28文科初第443号 雇児発0615第1号 平成28年6月15日 | 【第六次改正】22文科初第1354号 雇児発0117第1号 平成23年1月17日 | 【第二十三次改正】28文科初第443号 雇児発0615第1号 平成28年6月15日 |
| 【第七次改正】 | 22文科初第1552号 雇児発0208第1号 平成23年2月8日 | 【第二十四次改正】28文科初第1841号 雇児発0331第29号 平成29年3月31日 | 【第七次改正】22文科初第1552号 雇児発0208第1号 平成23年2月8日 | 【第二十四次改正】28文科初第1841号 雇児発0331第29号 平成29年3月31日 |
| 【第八次改正】 | 23文科初第405号 雇児発0623第1号 平成23年6月23日 | 【第二十五次改正】29文科初第150号 雇児発0420第1号 平成29年4月20日 | 【第八次改正】23文科初第405号 雇児発0623第1号 平成23年6月23日 | 【第二十五次改正】29文科初第150号 雇児発0420第1号 平成29年4月20日 |
| 【第九次改正】 | 23文科初第587号 雇児発0722第1号 平成23年7月22日 | 【第二十六次改正】30文科初第167号 子発0425第4号 平成30年4月25日 | 【第九次改正】23文科初第587号 雇児発0722第1号 平成23年7月22日 | 【第二十六次改正】30文科初第167号 子発0425第4号 平成30年4月25日 |
| 【第十次改正】 | 23文科初第1485号 雇児発0215第2号 平成24年2月15日 | 【第二十七次改正】30文科初第1368号 子発0401第11号 平成31年4月1日 | 【第十次改正】23文科初第1485号 雇児発0215第2号 平成24年2月15日 | 【第二十七次改正】30文科初第1368号 子発0401第11号 平成31年4月1日 |
| 【第十一次改正】 | 23文科初第1669号 雇児発0313第6号 平成24年3月13日 | 【第二十八次改正】府子本第439号 2文科初第84号 子発0424第1号 令和2年4月24日 | 【第十一次改正】23文科初第1669号 雇児発0313第6号 平成24年3月13日 | 【第二十八次改正】府子本第439号 2文科初第84号 子発0424第1号 令和2年4月24日 |
| 【第十二次改正】 | 23文科初第1784号 雇児発0331第17号 平成24年3月31日 | 【第二十九次改正】府子本第74号 2文科初第1628号 子発0203第1号 令和3年2月3日 | 【第十二次改正】23文科初第1784号 雇児発0331第17号 平成24年3月31日 | 【第二十九次改正】府子本第74号 2文科初第1628号 子発0203第1号 令和3年2月3日 |
| 【第十三次改正】 | 24文科初第581号 雇児発0823第1号 平成24年8月23日 | 【第三十次改正】 <u>府子本第696号</u> <u>3文科初第357号</u> <u>子発0531第3号</u> <u>令和3年5月31日</u> | 【第十三次改正】24文科初第581号 雇児発0823第1号 平成24年8月23日 | |
| 【第十四次改正】 | 24文科初第986号 雇児発1228第1号 平成24年12月28日 | | 【第十四次改正】24文科初第986号 雇児発1228第1号 平成24年12月28日 | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p data-bbox="252 226 795 430">【第十五次改正】24文科初第1226号 雇児発0226第7号 平成25年2月26日 【第十六次改正】25文科初第341号 雇児発0606第2号 平成25年6月6日</p> <p data-bbox="142 493 418 525">各都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="928 569 1406 640">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)</p> <p data-bbox="928 682 1406 753">文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="928 795 1406 867">厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="264 942 1344 974">平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について</p> <p data-bbox="160 1026 281 1058">(以下略)</p> | <p data-bbox="1605 226 2148 443">【第十五次改正】24文科初第1226号 雇児発0226第7号 平成25年2月26日 【第十六次改正】25文科初第341号 雇児発0606第2号 平成25年6月6日</p> <p data-bbox="1495 485 1771 516">各都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="2276 560 2754 632">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)</p> <p data-bbox="2276 674 2754 745">文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="2276 787 2754 858">厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="1617 934 2697 966">平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について</p> <p data-bbox="1510 1018 1632 1050">(以下略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p data-bbox="142 226 210 258">別紙</p> <p data-bbox="611 306 1003 338">安心こども基金管理運営要領</p> <p data-bbox="142 426 400 457">第1 通則 (略)</p> <p data-bbox="142 663 359 695">第2 基金事業</p> <p data-bbox="160 705 460 737">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="160 825 926 856">(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表</p> <p data-bbox="201 867 1463 1136">都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、<u>令和3年5月31日</u>の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。</p> <p data-bbox="160 1224 460 1255">(8)～(10) (略)</p> <p data-bbox="142 1461 608 1493">第3 特別対策事業の実施 (略)</p> <p data-bbox="142 1703 908 1734">第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件 (略)</p> | <p data-bbox="1486 226 1555 258">別紙</p> <p data-bbox="1952 306 2344 338">安心こども基金管理運営要領</p> <p data-bbox="1486 426 1745 457">第1 通則 (略)</p> <p data-bbox="1486 663 1703 695">第2 基金事業</p> <p data-bbox="1504 705 1804 737">(1)～(6) (略)</p> <p data-bbox="1504 825 2270 856">(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表</p> <p data-bbox="1546 867 2807 1136">都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、<u>令和3年2月3日</u>の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。</p> <p data-bbox="1504 1224 1804 1255">(8)～(10) (略)</p> <p data-bbox="1486 1461 1952 1493">第3 特別対策事業の実施 (略)</p> <p data-bbox="1486 1703 2252 1734">第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="124 220 578 262">第5 助成額の算定方法 (略)</p> <p data-bbox="124 462 489 546">第6 その他 (1) ~ (4) (略)</p> | <p data-bbox="1484 220 1929 262">第5 助成額の算定方法 (略)</p> <p data-bbox="1484 462 1840 546">第6 その他 (1) ~ (4) (略)</p> |

改正後

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）
1 （略）

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付額の根拠 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期限 | ⑦精算時期 |
|--|--|--|-------------------------|---|------|---------|------------------|--|
| | | | | 国 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く） | (1) 保育所等整備事業 ○保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | | 市町村 | ○別添1の3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添1の2（5）に定める期限 | |
| | ○小規模保育整備事業（別添1の2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 20年度交付要綱4（1） 21年度交付要綱4（1） ア、イ及びウ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1） | 市町村 | ○別添1の2 3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の2 3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添1の2 2（5）に定める期限 | 平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善等事業、別添6の5に規定する認可化移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。） |
| | ○賃貸物件による保育所等整備事業（別添2） 都市部を中心として、賃貸物件による保育所等の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く | | 市町村 | ○別添2の3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添2の3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添2の2（5）に定める期限 | |
| | ○子育て支援のための拠点施設整備事業（別添3） 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。 | 20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 別添3の2（5）に定める期限 | |
| | ○放課後児童クラブ設置促進事業（別添4） 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。 | 20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） | 指定都市 中核市 上記以外の市町村 | 1/3 - 2/3 1/3 1/3 1/3 | | | 別添4の2（4）に定める期限 | |
| (2) 広域的保育所利用事業（別添5） 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。 | 21年度交付要綱4（1）エ及びオ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 平成26年度末 | | |

改正前

別添 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

（定義）
1 （略）

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

| ①区分 | ②事業内容 | ③交付額の根拠 | ④実施主体 | ⑤補助率 | | | ⑥事業実施期限 | ⑦精算時期 |
|--|--|--|-------------------------|---|------|---------|------------------|--|
| | | | | 国 | 都道府県 | 市町村 | | |
| 1 保育サービス等の充実（文部科学省関係を除く） | (1) 保育所等整備事業 ○保育所緊急整備事業（別添1） 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | | 市町村 | ○別添1の3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添1の2（5）に定める期限 | |
| | ○小規模保育整備事業（別添1の2） 小規模保育事業所の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。 | 20年度交付要綱4（1） 21年度交付要綱4（1） ア、イ及びウ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） 27年度交付要綱4（1） 28年度交付要綱4（1） | 市町村 | ○別添1の2 3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添1の2 3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添1の2 2（5）に定める期限 | 平成26年度末 （別添1に規定する保育所緊急整備事業、別添1の2に規定する小規模保育整備事業、別添2に規定する賃貸物件による保育所整備事業、別添3に規定する子育て支援のための拠点施設整備事業、別添4に規定する放課後児童クラブ設置促進事業、別添6に規定する家庭的保育改善等事業、別添6の5に規定する認可化移行総合支援事業、別添7の3に規定する認可外保育施設保育士資格取得支援事業、別添7の4に規定する保育士修学資金貸付事業、別添7の6に規定する保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、別添7の7に規定する幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業、別添7の8に規定する保育所等保育士資格取得支援事業、別添8に規定する認定こども園整備事業及び別添9の1に規定する小規模保育設置促進事業を除く。） |
| | ○賃貸物件による保育所等整備事業（別添2） 都市部を中心として、賃貸物件による保育所の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く | | 市町村 | ○別添2の3（1）に該当する市町村 2/3 - 1/12 ○別添2の3（2）に該当する市町村 1/2 - 1/4 | | | 別添2の2（5）に定める期限 | |
| | ○子育て支援のための拠点施設整備事業（別添3） 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。 | 20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 26年度交付要綱4（1） | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 別添3の2（5）に定める期限 | |
| | ○放課後児童クラブ設置促進事業（別添4） 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。 | 20年度交付要綱4（1） 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） | 指定都市 中核市 上記以外の市町村 | 1/3 - 2/3 1/3 1/3 1/3 | | | 別添4の2（4）に定める期限 | |
| (2) 広域的保育所利用事業（別添5） 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。 | 21年度交付要綱4（1）エ及びオ 22年度交付要綱4（1） 23年度交付要綱4（4） 24年度交付要綱4（1） 25年度交付要綱4（1） | 市町村 | 1/2 - 1/2 | | | 平成26年度末 | | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数</p> | <p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|------|-----|--|---|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|------|------|--|--|---|-----|-----|---|-----|-----|-----|
| <p>当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> <p>当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額</p> <p>別表で定める補助基準額表(以下「基準額表」という。)により算出する。</p> <p>ア 本体工事については、定員規模による定額(「標準」単価)</p> <p>ただし、都市部については、割増単価(「都市部」単価)を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として<u>3,630</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針に基づき、当該緊急対策に参加する自治体(以下「緊急対策参加自治体」という。)は<u>15,480</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。</p> <p>その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を<u>3,970</u>千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は<u>17,030</u>千円とする。</p> <p>ウ ~ コ (略)</p> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助率</p> <p>国1/2、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。</p> <p>(注) 財政上の特別措置</p> <p>次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 区分</th> <th colspan="3">②補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table> | ① 区分 | ②補助率 | | | 国 | 市町村 | 事業者 | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場 | 3/4 | 1/8 | 1/8 | <p>当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> <p>当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額</p> <p>別表で定める補助基準額表(以下「基準額表」という。)により算出する。</p> <p>ア 本体工事については、定員規模による定額(「標準」単価)</p> <p>ただし、都市部については、割増単価(「都市部」単価)を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として<u>3,570</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針に基づき、当該緊急対策に参加する自治体(以下「緊急対策参加自治体」という。)は<u>15,200</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。</p> <p>その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を<u>3,900</u>千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は<u>16,730</u>千円とする。</p> <p>ウ ~ コ (略)</p> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助率</p> <p>国1/2、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。</p> <p>(注) 財政上の特別措置</p> <p>次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 区分</th> <th colspan="3">②補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table> | ① 区分 | ②補助率 | | | 国 | 市町村 | 事業者 | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場 | 3/4 | 1/8 | 1/8 |
| ① 区分 | | ②補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国 | 市町村 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場 | 3/4 | 1/8 | 1/8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 区分 | ②補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国 | 市町村 | 事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場 | 3/4 | 1/8 | 1/8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|--------|-----|-----|---|--------|-----|-----|
| 合 | | | | 合 | | | |
| <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業</u> として行う場合 | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 | <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業</u> として行う場合 | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 |
| 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） | | | | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） | | | |
| ③（略） | | | | ③（略） | | | |
| 4～5（略） | | | | 4～5（略） | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別添1の2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。 ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。 また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。 （ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合 （i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 × 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉 （ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所</p> | <p>別添1の2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。 ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。 また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。 （ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合 （i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 × 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉 （ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所</p> |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | | |
|--|--|------|-----|--|----------------------------|------|-----|-----|-----|
| <p>児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。 (注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額 別表で定める補助基準額表(以下「基準額表」という。)により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額(「標準」単価) ただし、都市部については、割増単価(「都市部」単価)を適用 イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として<u>3,630</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針に基づき、当該緊急対策に参加する自治体(以下「緊急対策参加自治体」という。)は<u>15,480</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。 その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を<u>3,970</u>千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は<u>17,030</u>千円とする。</p> <p>ウ ~ コ (略)</p> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合 ① (略)</p> <p>② 補助率 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。 (注) 財政上の特別措置 次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> | | | | <p>児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。 (注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額 別表で定める補助基準額表(以下「基準額表」という。)により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額(「標準」単価) ただし、都市部については、割増単価(「都市部」単価)を適用 イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として<u>3,570</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針に基づき、当該緊急対策に参加する自治体(以下「緊急対策参加自治体」という。)は<u>15,200</u>千円を本体工事の補助基準額に加算。 その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を<u>3,900</u>千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は<u>16,730</u>千円とする。</p> <p>ウ ~ コ (略)</p> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合 ① (略)</p> <p>② 補助率 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。 (注) 財政上の特別措置 次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> | | | | | |
| ① 区分 | | ②補助率 | | ① 区分 | | ②補助率 | | | |
| | | 国 | 市町村 | 事業者 | | | 国 | 市町村 | 事業者 |
| 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第 | | 3/4 | 1/8 | 1/8 | 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第 | | 3/4 | 1/8 | 1/8 |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|--------|-----|-----|---|--------|-----|-----|
| 1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | | | | 1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | | | |
| <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合</u> | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 | <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</u> | 5.5/10 | 1/4 | 1/5 |
| 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） | | | | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） | | | |
| ③（略） | | | | ③（略） | | | |
| 4～5（略） | | | | 4～5（略） | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">賃貸物件による保育所等整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合 (i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 <当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数> × <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率> (ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> | <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">賃貸物件による保育所等整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合 (i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 <当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数> × <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率> (ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3年平均により算出された財政力指数とする。</p> | <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3年平均により算出された財政力指数とする。</p> |
| <p>① 補助基準額</p> <p>ア 賃借料補助 契約家賃 保育所等(本園・分園) 1施設当たり 4,100万円</p> <p>イ 改修費等補助 保育所等 (ア)平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 2,000万円 利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 3,200万円 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 6,000万円 (ii)老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 3,200万円</p> <p>分園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,400万円 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり 2,100万円 (ii)老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 2,100万円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ)上記(1)、(2)以外の場合 本園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,500万円 利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 2,700万円 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 5,500万円 (ii)老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合 1施設当たり 2,700万円</p> | <p>① 補助基準額</p> <p>ア 賃借料補助 契約家賃 保育所等(本園・分園) 1施設当たり 4,100万円</p> <p>イ 改修費等補助 保育所等 (ア)平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 2,000万円 利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 3,200万円 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 6,000万円 (ii)老朽化対応の場合 1施設当たり 3,200万円</p> <p>分園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,400万円 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり 2,100万円 (ii)老朽化対応の場合 1施設当たり 2,100万円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ)上記(1)、(2)以外の場合 本園の場合 (i)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,500万円 利用(増加)定員20名以上59名以下 1施設当たり 2,700万円 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 5,500万円 (ii)老朽化対応の場合 1施設当たり 2,700万円</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,500万円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり 2,700万円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 5,500万円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり 2,700万円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 900万円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり 1,600万円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり 1,600万円</p> | <p>本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 1,500万円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり 2,700万円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり 5,500万円</p> <p>(ii) 老朽化対応の場合</p> <p> 1施設当たり 2,700万円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり 900万円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり 1,600万円</p> <p>(ii) 老朽化対応の場合</p> <p> 1施設当たり 1,600万円</p> |
| ウ (略) | ウ (略) |
| ② (略) | ② (略) |
| 4 ~ 5 (略) | 4 ~ 5 (略) |
| 別添3~5 (略) | 別添3~5 (略) |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別添6</p> <p style="text-align: center;">家庭的保育改修等事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所が所在する保育提供区域において事業年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去</p> | <p>別添6</p> <p style="text-align: center;">家庭的保育改修等事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所が所在する保育提供区域において事業年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注) 「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="252 226 890 262">3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p data-bbox="192 315 489 346">① ～ ② (略)</p> <p data-bbox="163 409 326 441">(2) (略)</p> <p data-bbox="148 493 400 525">4 ～ 5 (略)</p> <p data-bbox="148 714 519 745">別添6の2～6の4 (略)</p> | <p data-bbox="1602 226 2240 262">3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p data-bbox="1543 315 1840 346">① ～ ② (略)</p> <p data-bbox="1513 409 1676 441">(2) (略)</p> <p data-bbox="1498 493 1751 525">4 ～ 5 (略)</p> <p data-bbox="1498 714 1869 745">別添6の2～6の4 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別添6の5</p> <p style="text-align: center;">認可化移行総合支援事業</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 実施主体 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 改修費等支援 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う認可外保育施設が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>別添6の5</p> <p style="text-align: center;">認可化移行総合支援事業</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 実施主体 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 改修費等支援 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う認可外保育施設が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>4 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>5 事業の実施期限 2 (1) (2) の事業 (略)</p> <p>2 (3) の事業 <u>令和7</u>年3月31日とする。</p> <p>6 ~ 9 (略)</p> <p>別添6の6~7の10 (略)</p> | <p>5 事業の実施期限 2 (1) (2) の事業 (略)</p> <p>2 (3) の事業 <u>平成33</u>年3月31日とする。</p> <p>6 ~ 9 (略)</p> <p>別添6の6~7の10 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別添8</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 ＜厚生労働省関係＞ 令和7年3月31日とする。 ＜文部科学省関係＞ 令和4年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) (略)</p> <p>(2) 補助率 2(2)①～④の事業 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 2(2)④の事業のうち、以下の要件(※)を満たす事業 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 ※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)を行う場合。 ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。 また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」</p> | <p>別添8</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 ＜厚生労働省関係＞ 令和3年3月31日とする。 ＜文部科学省関係＞ 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) (略)</p> <p>(2) 補助率 2(2)①～④の事業 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 2(2)④の事業のうち、以下の要件(※)を満たす事業 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 ※ 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)を行う場合。 ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。 また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「子育て安心プラン実施計画」上、</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> | <p>整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> |
| <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数</p> <p> <当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数> ×</p> <p> <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率></p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数</p> <p> 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> <p> 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> | <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数</p> <p> <当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数> ×</p> <p> <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率></p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数</p> <p> 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> <p> 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> |
| <p>（3） （略）</p> | <p>（3） （略）</p> |
| <p>4 （略）</p> | <p>4 （略）</p> |
| <p>5 留意事項</p> | <p>5 留意事項</p> |
| <p>（1） （略）</p> <p>（2）次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。</p> <p>2（2）①～③の事業</p> <p>① （略）</p> <p>② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。</p> <p> ただし、令和3年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>③ ～ ⑤ （略）</p> <p>2（2）④の事業 （略）</p> | <p>（1） （略）</p> <p>（2）次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。</p> <p>2（2）①～③の事業</p> <p>① （略）</p> <p>② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。</p> <p> ただし、令和元年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>③ ～ ⑤ （略）</p> <p>2（2）④の事業 （略）</p> |
| <p>（3） （略）</p> | <p>（3） （略）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別添8の2</p> <p style="text-align: center;">幼稚園耐震化促進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和4年3月31日とする。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>5 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。 ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>別添8の2</p> <p style="text-align: center;">幼稚園耐震化促進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>5 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。 ただし、令和元年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>(3) (略)</p> |
| <p>別添9 (略)</p> | <p>別添9 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別添9の1</p> <p style="text-align: center;">小規模保育設置促進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率 (1) (略)</p> <p>(2) 補助率</p> <p>①「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数} \rangle$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> | <p>別添9の1</p> <p style="text-align: center;">小規模保育設置促進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和3年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率 (1) (略)</p> <p>(2) 補助率</p> <p>①「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数} \rangle$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>(市町村以外が設置する場合) 国2/3、市町村1/12、事業者1/4</p> <p>(市町村が設置する場合) 国2/3、市町村1/3</p> <p>② ①以外の市町村 (市町村以外が設置する場合) 国1/2、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>(市町村が設置する場合) 国1/2、市町村1/2</p> <p>4 ~ 5 (略)</p> <p>別添9の2~28 (略)</p> | <p>当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>(市町村以外が設置する場合) 国2/3、市町村1/12、事業者1/4</p> <p>(市町村が設置する場合) 国2/3、市町村1/3</p> <p>② ①以外の市町村 (市町村以外が設置する場合) 国1/2、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>(市町村が設置する場合) 国1/2、市町村1/2</p> <p>4 ~ 5 (略)</p> <p>別添9の2~28 (略)</p> |

改正後

(別表)補助基準額表

新単価(R3)

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|-----------------|--|---------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 109.100 | 120.000 |
| 定員21～30名 | 114.300 | 126.000 |
| 定員31～40名 | 133.100 | 146.300 |
| 定員41～70名 | 151.600 | 166.900 |
| 定員71～100名 | 197.100 | 216.800 |
| 定員101～130名 | 237.000 | 260.700 |
| 定員131～160名 | 274.300 | 301.800 |
| 定員161～190名 | 311.500 | 342.800 |
| 定員191～220名 | 346.400 | 380.800 |
| 定員221～250名 | 383.500 | 421.900 |
| 定員251名以上 | 426.200 | 468.900 |
| 特殊附帯工事 | 16.520 | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | 57 |
| | 定員21～30名 | 43 |
| | 定員31～40名 | 37 |
| | 定員41～70名 | 32 |
| | 定員71～100名 | 26 |
| | 定員101～130名 | 21 |
| | 定員131～160名 | 20 |
| | 定員161名以上 | 19 |
| 土地借料補助加算 | 24,400 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | 3,630 | 3,970 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注) 幼稚園部分の基準額: 認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

(別表)補助基準額表

旧単価端数計算前

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○ 保育所緊急整備事業

< 本体工事 >

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|-----------------|--|---------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 107.200 | 117.900 |
| 定員21～30名 | 112.300 | 123.700 |
| 定員31～40名 | 130.700 | 143.700 |
| 定員41～70名 | 149.000 | 163.900 |
| 定員71～100名 | 193.600 | 213.000 |
| 定員101～130名 | 232.800 | 256.100 |
| 定員131～160名 | 269.500 | 296.500 |
| 定員161～190名 | 306.000 | 336.800 |
| 定員191～220名 | 340.300 | 374.100 |
| 定員221～250名 | 376.700 | 414.500 |
| 定員251名以上 | 418.700 | 460.600 |
| 特殊附帯工事 | 16.230 | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | 56 |
| | 定員21～30名 | 42 |
| | 定員31～40名 | 37 |
| | 定員41～70名 | 31 |
| | 定員71～100名 | 26 |
| | 定員101～130名 | 21 |
| | 定員131～160名 | 20 |
| | 定員161名以上 | 19 |
| 土地借料補助加算 | 24,400 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | 3,570 | 3,900 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注) 幼稚園部分の基準額: 認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>109,100</u> | <u>120,000</u> |
| 定員21～30名 | <u>114,300</u> | <u>126,000</u> |
| 定員31～40名 | <u>133,100</u> | <u>146,300</u> |
| 定員41～70名 | <u>151,600</u> | <u>166,900</u> |
| 定員71～100名 | <u>197,100</u> | <u>216,800</u> |
| 定員101～130名 | <u>237,000</u> | <u>260,700</u> |
| 定員131～160名 | <u>274,300</u> | <u>301,800</u> |
| 定員161～190名 | <u>311,500</u> | <u>342,800</u> |
| 定員191～220名 | <u>346,400</u> | <u>380,800</u> |
| 定員221～250名 | <u>383,500</u> | <u>421,900</u> |
| 定員251名以上 | <u>426,200</u> | <u>468,900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,520</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>57</u> |
| | 定員21～30名 | <u>43</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>32</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| | 定員161名以上 | <u>19</u> |
| 土地借料補助加算 | 47,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>15,480</u> | <u>17,030</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>107,200</u> | <u>117,900</u> |
| 定員21～30名 | <u>112,300</u> | <u>123,700</u> |
| 定員31～40名 | <u>130,700</u> | <u>143,700</u> |
| 定員41～70名 | <u>149,000</u> | <u>163,900</u> |
| 定員71～100名 | <u>193,600</u> | <u>213,000</u> |
| 定員101～130名 | <u>232,800</u> | <u>256,100</u> |
| 定員131～160名 | <u>269,500</u> | <u>296,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>306,000</u> | <u>336,800</u> |
| 定員191～220名 | <u>340,300</u> | <u>374,100</u> |
| 定員221～250名 | <u>376,700</u> | <u>414,500</u> |
| 定員251名以上 | <u>418,700</u> | <u>460,600</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,230</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>56</u> |
| | 定員21～30名 | <u>42</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>31</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| | 定員161名以上 | <u>19</u> |
| 土地借料補助加算 | 47,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>15,200</u> | <u>16,730</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|-----------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>144.000</u> | <u>158.400</u> |
| 定員21～30名 | <u>150.900</u> | <u>166.100</u> |
| 定員31～40名 | <u>175.700</u> | <u>193.100</u> |
| 定員41～70名 | <u>200.200</u> | <u>220.400</u> |
| 定員71～100名 | <u>260.200</u> | <u>286.200</u> |
| 定員101～130名 | <u>312.800</u> | <u>344.100</u> |
| 定員131～160名 | <u>362.100</u> | <u>398.500</u> |
| 定員161～190名 | <u>411.500</u> | <u>452.600</u> |
| 定員191～220名 | <u>457.300</u> | <u>502.600</u> |
| 定員221～250名 | <u>506.300</u> | <u>557.000</u> |
| 定員251名以上 | <u>562.700</u> | <u>618.900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.700</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>57</u> |
| | 定員21～30名 | <u>43</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>32</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| 定員161名以上 | <u>19</u> | |
| 土地借料補助加算 | 32,100 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>4.680</u> | <u>5.160</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|-----------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>141.400</u> | <u>155.600</u> |
| 定員21～30名 | <u>148.200</u> | <u>163.200</u> |
| 定員31～40名 | <u>172.600</u> | <u>189.700</u> |
| 定員41～70名 | <u>196.700</u> | <u>216.500</u> |
| 定員71～100名 | <u>255.600</u> | <u>281.100</u> |
| 定員101～130名 | <u>307.300</u> | <u>338.000</u> |
| 定員131～160名 | <u>355.700</u> | <u>391.500</u> |
| 定員161～190名 | <u>404.200</u> | <u>444.600</u> |
| 定員191～220名 | <u>449.200</u> | <u>493.700</u> |
| 定員221～250名 | <u>497.300</u> | <u>547.200</u> |
| 定員251名以上 | <u>552.800</u> | <u>608.000</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.320</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>56</u> |
| | 定員21～30名 | <u>42</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>31</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| 定員161名以上 | <u>19</u> | |
| 土地借料補助加算 | 32100 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>4.590</u> | <u>5.070</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>144,000</u> | <u>158,400</u> |
| 定員21～30名 | <u>150,900</u> | <u>166,100</u> |
| 定員31～40名 | <u>175,700</u> | <u>193,100</u> |
| 定員41～70名 | <u>200,200</u> | <u>220,400</u> |
| 定員71～100名 | <u>260,200</u> | <u>286,200</u> |
| 定員101～130名 | <u>312,800</u> | <u>344,100</u> |
| 定員131～160名 | <u>362,100</u> | <u>398,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>411,500</u> | <u>452,600</u> |
| 定員191～220名 | <u>457,300</u> | <u>502,600</u> |
| 定員221～250名 | <u>506,300</u> | <u>557,000</u> |
| 定員251名以上 | <u>562,700</u> | <u>618,900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21,700</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>57</u> |
| | 定員21～30名 | <u>43</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>32</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| 定員161名以上 | <u>19</u> | |
| 土地借料補助加算 | 62,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>19,980</u> | <u>22,090</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数×総定員数×整備する面積÷整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>141,400</u> | <u>155,600</u> |
| 定員21～30名 | <u>148,200</u> | <u>163,200</u> |
| 定員31～40名 | <u>172,600</u> | <u>189,700</u> |
| 定員41～70名 | <u>196,700</u> | <u>216,500</u> |
| 定員71～100名 | <u>255,600</u> | <u>281,100</u> |
| 定員101～130名 | <u>307,300</u> | <u>338,000</u> |
| 定員131～160名 | <u>355,700</u> | <u>391,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>404,200</u> | <u>444,600</u> |
| 定員191～220名 | <u>449,200</u> | <u>493,700</u> |
| 定員221～250名 | <u>497,300</u> | <u>547,200</u> |
| 定員251名以上 | <u>552,800</u> | <u>608,000</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21,320</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 保育所開設準備費加算 | 次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | 定員20名以下 | <u>56</u> |
| | 定員21～30名 | <u>42</u> |
| | 定員31～40名 | <u>37</u> |
| | 定員41～70名 | <u>31</u> |
| | 定員71～100名 | <u>26</u> |
| | 定員101～130名 | <u>21</u> |
| | 定員131～160名 | <u>20</u> |
| 定員161名以上 | <u>19</u> | |
| 土地借料補助加算 | 62,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>19,620</u> | <u>21,700</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数×総定員数×整備する面積÷整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、
「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2.183</u> | <u>2.403</u> | <u>3.890</u> | <u>4.279</u> |
| 定員21～30名 | <u>2.477</u> | <u>2.724</u> | <u>4.748</u> | <u>5.223</u> |
| 定員31～40名 | <u>3.302</u> | <u>3.633</u> | <u>5.756</u> | <u>6.331</u> |
| 定員41～70名 | <u>4.157</u> | <u>4.573</u> | <u>7.994</u> | <u>8.794</u> |
| 定員71～100名 | <u>5.861</u> | <u>6.448</u> | <u>11.992</u> | <u>13.192</u> |
| 定員101～130名 | <u>7.034</u> | <u>7.739</u> | <u>14.391</u> | <u>15.831</u> |
| 定員131～160名 | <u>8.794</u> | <u>9.673</u> | <u>17.990</u> | <u>19.788</u> |
| 定員161～190名 | <u>10.552</u> | <u>11.609</u> | <u>19.669</u> | <u>21.636</u> |
| 定員191～220名 | <u>12.312</u> | <u>13.543</u> | <u>22.947</u> | <u>25.242</u> |
| 定員221～250名 | <u>14.071</u> | <u>15.479</u> | <u>26.226</u> | <u>28.849</u> |
| 定員251名以上 | <u>15.831</u> | <u>17.414</u> | <u>29.504</u> | <u>32.457</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**解体**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2.881</u> | <u>3.170</u> | <u>5.134</u> | <u>5.648</u> |
| 定員21～30名 | <u>3.268</u> | <u>3.597</u> | <u>6.268</u> | <u>6.894</u> |
| 定員31～40名 | <u>4.361</u> | <u>4.796</u> | <u>7.597</u> | <u>8.357</u> |
| 定員41～70名 | <u>5.485</u> | <u>6.034</u> | <u>10.552</u> | <u>11.608</u> |
| 定員71～100名 | <u>7.738</u> | <u>8.511</u> | <u>15.830</u> | <u>17.413</u> |
| 定員101～130名 | <u>9.285</u> | <u>10.215</u> | <u>18.995</u> | <u>20.896</u> |
| 定員131～160名 | <u>11.608</u> | <u>12.769</u> | <u>23.748</u> | <u>26.122</u> |
| 定員161～190名 | <u>13.930</u> | <u>15.322</u> | <u>25.963</u> | <u>28.560</u> |
| 定員191～220名 | <u>16.252</u> | <u>17.876</u> | <u>30.291</u> | <u>33.320</u> |
| 定員221～250名 | <u>18.572</u> | <u>20.431</u> | <u>34.619</u> | <u>38.080</u> |
| 定員251名以上 | <u>20.896</u> | <u>22.987</u> | <u>38.946</u> | <u>42.840</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**解体**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

改正前

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2.145</u> | <u>2.361</u> | <u>3.821</u> | <u>4.203</u> |
| 定員21～30名 | <u>2.433</u> | <u>2.676</u> | <u>4.664</u> | <u>5.130</u> |
| 定員31～40名 | <u>3.244</u> | <u>3.569</u> | <u>5.654</u> | <u>6.219</u> |
| 定員41～70名 | <u>4.083</u> | <u>4.492</u> | <u>7.853</u> | <u>8.638</u> |
| 定員71～100名 | <u>5.758</u> | <u>6.334</u> | <u>11.780</u> | <u>12.958</u> |
| 定員101～130名 | <u>6.910</u> | <u>7.602</u> | <u>14.137</u> | <u>15.551</u> |
| 定員131～160名 | <u>8.638</u> | <u>9.502</u> | <u>17.671</u> | <u>19.438</u> |
| 定員161～190名 | <u>10.366</u> | <u>11.403</u> | <u>19.322</u> | <u>21.254</u> |
| 定員191～220名 | <u>12.095</u> | <u>13.304</u> | <u>22.541</u> | <u>24.796</u> |
| 定員221～250名 | <u>13.822</u> | <u>15.205</u> | <u>25.762</u> | <u>28.339</u> |
| 定員251名以上 | <u>15.551</u> | <u>17.107</u> | <u>28.982</u> | <u>31.883</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**改築**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2.830</u> | <u>3.114</u> | <u>5.043</u> | <u>5.548</u> |
| 定員21～30名 | <u>3.210</u> | <u>3.533</u> | <u>6.157</u> | <u>6.772</u> |
| 定員31～40名 | <u>4.283</u> | <u>4.712</u> | <u>7.463</u> | <u>8.209</u> |
| 定員41～70名 | <u>5.388</u> | <u>5.927</u> | <u>10.366</u> | <u>11.402</u> |
| 定員71～100名 | <u>7.601</u> | <u>8.361</u> | <u>15.550</u> | <u>17.105</u> |
| 定員101～130名 | <u>9.121</u> | <u>10.034</u> | <u>18.659</u> | <u>20.527</u> |
| 定員131～160名 | <u>11.402</u> | <u>12.543</u> | <u>23.328</u> | <u>25.661</u> |
| 定員161～190名 | <u>13.683</u> | <u>15.051</u> | <u>25.504</u> | <u>28.055</u> |
| 定員191～220名 | <u>15.965</u> | <u>17.560</u> | <u>29.756</u> | <u>32.731</u> |
| 定員221～250名 | <u>18.244</u> | <u>20.070</u> | <u>34.007</u> | <u>37.407</u> |
| 定員251名以上 | <u>20.527</u> | <u>22.581</u> | <u>38.257</u> | <u>42.083</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**改築**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

改正後

○小規模保育整備事業

＜本体工事＞

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|---------------------|---|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>109,100</u> | <u>120,000</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,520</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所 開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>57</u> | |
| 土地借料補助加算 | 24,400 | |
| 地域の余裕スペース 活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>3,630</u> | <u>3,970</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

改正前

○小規模保育整備事業

＜本体工事＞

単位：千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|---------------------|---|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>107,200</u> | <u>117,900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,230</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所 開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>56</u> | |
| 土地借料補助加算 | 24,400 | |
| 地域の余裕スペース 活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>3,570</u> | <u>3,900</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>109,100</u> | <u>120,000</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,520</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>57</u> | |
| 土地借料補助加算 | 47,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>15,480</u> | <u>17,030</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正前

小規模保育整備事業(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>107,200</u> | <u>117,900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>16,230</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>56</u> | |
| 土地借料補助加算 | 47,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>15,200</u> | <u>16,730</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|---------------------|---|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>144.000</u> | <u>158.400</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.700</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所 開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>57</u> | |
| 土地借料補助加算 | 32,100 | |
| 地域の余裕スペース 活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>4.680</u> | <u>5.160</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正前

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|---------------------|---|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>141.400</u> | <u>155.600</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.320</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所 開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>56</u> | |
| 土地借料補助加算 | 32,100 | |
| 地域の余裕スペース 活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>4.590</u> | <u>5.070</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>144.000</u> | <u>158.400</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.700</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>57</u> | |
| 土地借料補助加算 | 62,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>19,980</u> | <u>22,090</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正前

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------------|--|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>141.400</u> | <u>155.600</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21.320</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5% | |
| 小規模保育事業所開設準備費加算 | 次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算 | |
| | <u>56</u> | |
| 土地借料補助加算 | 62,700 | |
| 定期借地権設定のための一時金加算 | 小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1 | |
| 地域の余裕スペース活用促進加算 | 標準 | 都市部 |
| | <u>19,620</u> | <u>21,700</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

| | 基準額（1施設当たり） | | | |
|---------|-------------|-------|---------|-------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2.183 | 2.403 | 3.890 | 4.279 |

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

| | 基準額（1施設当たり） | | | |
|---------|-------------|-------|---------|-------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2.881 | 3.170 | 5.134 | 5.648 |

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

改正前

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

| | 基準額（1施設当たり） | | | |
|---------|-------------|-------|---------|-------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2.145 | 2.361 | 3.821 | 4.203 |

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）

単位：千円

| | 基準額（1施設当たり） | | | |
|---------|-------------|-------|---------|-------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2.830 | 3.114 | 5.043 | 5.548 |

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

改正後

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

<本体工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附带工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附带工事対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附带工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附带工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。

2. 特殊附带工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。

3. 特殊附带工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額の按分を行うこと。

① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附带工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附带工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附带工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園整備事業(文科科学省関係分)の基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|------------|----------------|
| 定員20名以下 | <u>76,200</u> |
| 定員21～30名 | <u>80,000</u> |
| 定員31～40名 | <u>93,000</u> |
| 定員41～70名 | <u>106,200</u> |
| 定員71～100名 | <u>137,700</u> |
| 定員101～130名 | <u>165,800</u> |
| 定員131～160名 | <u>191,900</u> |
| 定員161～190名 | <u>218,100</u> |
| 定員191～220名 | <u>242,200</u> |
| 定員221～250名 | <u>268,400</u> |
| 定員251名以上 | <u>298,300</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

<本体工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附带工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附带工事対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附带工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附带工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合

整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。

2. 特殊附带工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合

「屋外教育環境整備」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。

3. 特殊附带工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額の按分を行うこと。

① 「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附带工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。

② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附带工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。

③ 「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附带工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園整備事業(文科科学省関係分)の基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|------------|----------------|
| 定員20名以下 | <u>74,900</u> |
| 定員21～30名 | <u>78,600</u> |
| 定員31～40名 | <u>91,300</u> |
| 定員41～70名 | <u>104,300</u> |
| 定員71～100名 | <u>135,300</u> |
| 定員101～130名 | <u>162,800</u> |
| 定員131～160名 | <u>188,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>214,300</u> |
| 定員191～220名 | <u>237,900</u> |
| 定員221～250名 | <u>263,600</u> |
| 定員251名以上 | <u>293,000</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|------------|----------------|
| 定員20名以下 | <u>100.600</u> |
| 定員21～30名 | <u>105.700</u> |
| 定員31～40名 | <u>122.800</u> |
| 定員41～70名 | <u>140.200</u> |
| 定員71～100名 | <u>181.900</u> |
| 定員101～130名 | <u>218.900</u> |
| 定員131～160名 | <u>253.500</u> |
| 定員161～190名 | <u>288.000</u> |
| 定員191～220名 | <u>319.900</u> |
| 定員221～250名 | <u>354.400</u> |
| 定員251名以上 | <u>393.800</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|------------|----------------|
| 定員20名以下 | <u>98.800</u> |
| 定員21～30名 | <u>103.800</u> |
| 定員31～40名 | <u>120.700</u> |
| 定員41～70名 | <u>137.700</u> |
| 定員71～100名 | <u>178.600</u> |
| 定員101～130名 | <u>215.000</u> |
| 定員131～160名 | <u>249.000</u> |
| 定員161～190名 | <u>282.900</u> |
| 定員191～220名 | <u>314.200</u> |
| 定員221～250名 | <u>348.100</u> |
| 定員251名以上 | <u>386.800</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 |
| 定員20名以下 | <u>1,528</u> | <u>2,722</u> |
| 定員21～30名 | <u>1,733</u> | <u>3,324</u> |
| 定員31～40名 | <u>2,311</u> | <u>4,028</u> |
| 定員41～70名 | <u>2,909</u> | <u>5,595</u> |
| 定員71～100名 | <u>4,102</u> | <u>8,394</u> |
| 定員101～130名 | <u>4,923</u> | <u>10,073</u> |
| 定員131～160名 | <u>6,155</u> | <u>12,591</u> |
| 定員161～190名 | <u>7,387</u> | <u>13,767</u> |
| 定員191～220名 | <u>8,619</u> | <u>16,063</u> |
| 定員221～250名 | <u>9,849</u> | <u>18,357</u> |
| 定員251名以上 | <u>11,082</u> | <u>20,652</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 |
| 定員20名以下 | <u>1,501</u> | <u>2,674</u> |
| 定員21～30名 | <u>1,703</u> | <u>3,265</u> |
| 定員31～40名 | <u>2,270</u> | <u>3,957</u> |
| 定員41～70名 | <u>2,858</u> | <u>5,496</u> |
| 定員71～100名 | <u>4,029</u> | <u>8,245</u> |
| 定員101～130名 | <u>4,836</u> | <u>9,895</u> |
| 定員131～160名 | <u>6,046</u> | <u>12,368</u> |
| 定員161～190名 | <u>7,256</u> | <u>13,523</u> |
| 定員191～220名 | <u>8,467</u> | <u>15,779</u> |
| 定員221～250名 | <u>9,675</u> | <u>18,033</u> |
| 定員251名以上 | <u>10,886</u> | <u>20,287</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 |
| 定員20名以下 | <u>2.017</u> | <u>3.593</u> |
| 定員21～30名 | <u>2.288</u> | <u>4.386</u> |
| 定員31～40名 | <u>3.051</u> | <u>5.316</u> |
| 定員41～70名 | <u>3.838</u> | <u>7.386</u> |
| 定員71～100名 | <u>5.416</u> | <u>11.082</u> |
| 定員101～130名 | <u>6.499</u> | <u>13.295</u> |
| 定員131～160名 | <u>8.124</u> | <u>16.621</u> |
| 定員161～190名 | <u>9.751</u> | <u>18.173</u> |
| 定員191～220名 | <u>11.376</u> | <u>21.203</u> |
| 定員221～250名 | <u>13.003</u> | <u>24.230</u> |
| 定員251名以上 | <u>14.625</u> | <u>27.261</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**解体**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 |
| 定員20名以下 | <u>1.981</u> | <u>3.530</u> |
| 定員21～30名 | <u>2.247</u> | <u>4.309</u> |
| 定員31～40名 | <u>2.997</u> | <u>5.222</u> |
| 定員41～70名 | <u>3.770</u> | <u>7.255</u> |
| 定員71～100名 | <u>5.320</u> | <u>10.886</u> |
| 定員101～130名 | <u>6.384</u> | <u>13.060</u> |
| 定員131～160名 | <u>7.980</u> | <u>16.328</u> |
| 定員161～190名 | <u>9.578</u> | <u>17.852</u> |
| 定員191～220名 | <u>11.175</u> | <u>20.828</u> |
| 定員221～250名 | <u>12.773</u> | <u>23.802</u> |
| 定員251名以上 | <u>14.367</u> | <u>26.779</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×**改築**面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

○幼稚園耐震化促進事業
 <本体工事>

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|----------------|---------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 109,100 | 120,000 |
| 定員21～30名 | 114,300 | 126,000 |
| 定員31～40名 | 133,100 | 146,300 |
| 定員41～70名 | 151,600 | 166,900 |
| 定員71～100名 | 197,100 | 216,800 |
| 定員101～130名 | 237,000 | 260,700 |
| 定員131～160名 | 274,300 | 301,800 |
| 定員161～190名 | 311,500 | 342,800 |
| 定員191～220名 | 346,400 | 380,800 |
| 定員221～250名 | 383,500 | 421,900 |
| 定員251名以上 | 426,200 | 468,900 |
| 特殊附帯工事 | 16,520 | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額の5% | |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|-------------|--------|---------|--------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2,183 | 2,403 | 3,890 | 4,279 |
| 定員21～30名 | 2,477 | 2,724 | 4,748 | 5,223 |
| 定員31～40名 | 3,302 | 3,633 | 5,756 | 6,331 |
| 定員41～70名 | 4,157 | 4,573 | 7,994 | 8,794 |
| 定員71～100名 | 5,861 | 6,448 | 11,992 | 13,192 |
| 定員101～130名 | 7,034 | 7,739 | 14,391 | 15,831 |
| 定員131～160名 | 8,794 | 9,673 | 17,990 | 19,788 |
| 定員161～190名 | 10,552 | 11,609 | 19,669 | 21,636 |
| 定員191～220名 | 12,312 | 13,543 | 22,947 | 25,242 |
| 定員221～250名 | 14,071 | 15,479 | 26,226 | 28,849 |
| 定員251名以上 | 15,831 | 17,414 | 29,504 | 32,457 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

改正前

○幼稚園耐震化促進事業
 <本体工事>

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|----------------|---------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 107,200 | 117,900 |
| 定員21～30名 | 112,300 | 123,700 |
| 定員31～40名 | 130,700 | 143,700 |
| 定員41～70名 | 149,000 | 163,900 |
| 定員71～100名 | 193,600 | 213,000 |
| 定員101～130名 | 232,800 | 256,100 |
| 定員131～160名 | 269,500 | 296,500 |
| 定員161～190名 | 306,000 | 336,800 |
| 定員191～220名 | 340,300 | 374,100 |
| 定員221～250名 | 376,700 | 414,500 |
| 定員251名以上 | 418,700 | 460,600 |
| 特殊附帯工事 | 16,230 | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額の5% | |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|-------------|--------|---------|--------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | 2,145 | 2,361 | 3,821 | 4,203 |
| 定員21～30名 | 2,433 | 2,676 | 4,664 | 5,130 |
| 定員31～40名 | 3,244 | 3,569 | 5,654 | 6,219 |
| 定員41～70名 | 4,083 | 4,492 | 7,853 | 8,638 |
| 定員71～100名 | 5,758 | 6,334 | 11,780 | 12,958 |
| 定員101～130名 | 6,910 | 7,602 | 14,137 | 15,551 |
| 定員131～160名 | 8,638 | 9,502 | 17,671 | 19,438 |
| 定員161～190名 | 10,366 | 11,403 | 19,322 | 21,254 |
| 定員191～220名 | 12,095 | 13,304 | 22,541 | 24,796 |
| 定員221～250名 | 13,822 | 15,205 | 25,762 | 28,339 |
| 定員251名以上 | 15,551 | 17,107 | 28,982 | 31,883 |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

改正後

幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

＜本体工事＞

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|----------------|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>144,000</u> | <u>158,400</u> |
| 定員21～30名 | <u>150,900</u> | <u>166,100</u> |
| 定員31～40名 | <u>175,700</u> | <u>193,100</u> |
| 定員41～70名 | <u>200,200</u> | <u>220,400</u> |
| 定員71～100名 | <u>260,200</u> | <u>286,200</u> |
| 定員101～130名 | <u>312,800</u> | <u>344,100</u> |
| 定員131～160名 | <u>362,100</u> | <u>398,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>411,500</u> | <u>452,600</u> |
| 定員191～220名 | <u>457,300</u> | <u>502,600</u> |
| 定員221～250名 | <u>506,300</u> | <u>557,000</u> |
| 定員251名以上 | <u>562,700</u> | <u>618,900</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21,700</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額の5% | |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2,881</u> | <u>3,170</u> | <u>5,134</u> | <u>5,648</u> |
| 定員21～30名 | <u>3,268</u> | <u>3,597</u> | <u>6,268</u> | <u>6,894</u> |
| 定員31～40名 | <u>4,361</u> | <u>4,796</u> | <u>7,597</u> | <u>8,357</u> |
| 定員41～70名 | <u>5,485</u> | <u>6,034</u> | <u>10,552</u> | <u>11,608</u> |
| 定員71～100名 | <u>7,738</u> | <u>8,511</u> | <u>15,830</u> | <u>17,413</u> |
| 定員101～130名 | <u>9,285</u> | <u>10,215</u> | <u>18,995</u> | <u>20,896</u> |
| 定員131～160名 | <u>11,608</u> | <u>12,769</u> | <u>23,748</u> | <u>26,122</u> |
| 定員161～190名 | <u>13,930</u> | <u>15,322</u> | <u>25,963</u> | <u>28,560</u> |
| 定員191～220名 | <u>16,252</u> | <u>17,876</u> | <u>30,291</u> | <u>33,320</u> |
| 定員221～250名 | <u>18,572</u> | <u>20,431</u> | <u>34,619</u> | <u>38,080</u> |
| 定員251名以上 | <u>20,896</u> | <u>22,987</u> | <u>38,946</u> | <u>42,840</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×**解体**面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

改正前

幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

＜本体工事＞

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | |
|------------|----------------|----------------|
| | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>141,400</u> | <u>155,600</u> |
| 定員21～30名 | <u>148,200</u> | <u>163,200</u> |
| 定員31～40名 | <u>172,600</u> | <u>189,700</u> |
| 定員41～70名 | <u>196,700</u> | <u>216,500</u> |
| 定員71～100名 | <u>255,600</u> | <u>281,100</u> |
| 定員101～130名 | <u>307,300</u> | <u>338,000</u> |
| 定員131～160名 | <u>355,700</u> | <u>391,500</u> |
| 定員161～190名 | <u>404,200</u> | <u>444,600</u> |
| 定員191～220名 | <u>449,200</u> | <u>493,700</u> |
| 定員221～250名 | <u>497,300</u> | <u>547,200</u> |
| 定員251名以上 | <u>552,800</u> | <u>608,000</u> |
| 特殊附帯工事 | <u>21,320</u> | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る基準額の5% | |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位:千円

| | 基準額(1施設当たり) | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 解体撤去工事 | | 仮施設整備工事 | |
| | 標準 | 都市部 | 標準 | 都市部 |
| 定員20名以下 | <u>2,830</u> | <u>3,114</u> | <u>5,043</u> | <u>5,548</u> |
| 定員21～30名 | <u>3,210</u> | <u>3,533</u> | <u>6,157</u> | <u>6,772</u> |
| 定員31～40名 | <u>4,283</u> | <u>4,712</u> | <u>7,463</u> | <u>8,209</u> |
| 定員41～70名 | <u>5,388</u> | <u>5,927</u> | <u>10,366</u> | <u>11,402</u> |
| 定員71～100名 | <u>7,601</u> | <u>8,361</u> | <u>15,550</u> | <u>17,105</u> |
| 定員101～130名 | <u>9,121</u> | <u>10,034</u> | <u>18,659</u> | <u>20,527</u> |
| 定員131～160名 | <u>11,402</u> | <u>12,543</u> | <u>23,328</u> | <u>25,661</u> |
| 定員161～190名 | <u>13,683</u> | <u>15,051</u> | <u>25,504</u> | <u>28,055</u> |
| 定員191～220名 | <u>15,965</u> | <u>17,560</u> | <u>29,756</u> | <u>32,731</u> |
| 定員221～250名 | <u>18,244</u> | <u>20,070</u> | <u>34,007</u> | <u>37,407</u> |
| 定員251名以上 | <u>20,527</u> | <u>22,581</u> | <u>38,257</u> | <u>42,083</u> |

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×**改築**面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

改正後

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位:円

| 年齢区分 | 基準額(1人当たり月額) | |
|-------|--------------|-------------|
| | 保育所型幼稚園機能部分 | 幼稚園型保育所機能部分 |
| 4歳以上児 | 13,000 | 18,000 |
| 3歳児 | 13,000 | 22,000 |
| 1・2歳児 | — | 57,000 |
| 乳児 | — | 107,000 |

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位:円

| 年齢区分 | 基準額(1人当たり月額) |
|-------|--------------|
| | 長時間預かり保育 |
| 4歳以上児 | 9,000 |
| 3歳児 | 11,000 |
| 2歳児 | 46,000 |

(9)小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位:万円

| | | 基準額 |
|--|-------------|-------|
| 小規模保育設置促進事業(A型、B型) | | |
| 賃借料補助(契約家賃) | 1事業所当たり | 4,100 |
| 改修費等補助 | | |
| ①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,200 |
| ②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,500 |
| ③上記①、②以外の場合 | 1事業所当たり | 2,200 |
| 小規模保育運営支援事業(C型) | | |
| 賃借料補助(契約家賃) | 家庭的保育者1人当たり | 99 |
| 改修費等補助 | 1事業所当たり | 2,200 |
| ①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,200 |
| ②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,500 |
| ③上記①、②以外の場合 | 1事業所当たり | 2,200 |

改正前

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位:円

| 年齢区分 | 基準額(1人当たり月額) | |
|-------|--------------|-------------|
| | 保育所型幼稚園機能部分 | 幼稚園型保育所機能部分 |
| 4歳以上児 | 13,000 | 18,000 |
| 3歳児 | 13,000 | 22,000 |
| 1・2歳児 | — | 57,000 |
| 乳児 | — | 107,000 |

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位:円

| 年齢区分 | 基準額(1人当たり月額) |
|-------|--------------|
| | 長時間預かり保育 |
| 4歳以上児 | 9,000 |
| 3歳児 | 11,000 |
| 2歳児 | 46,000 |

(9)小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位:万円

| | | 基準額 |
|--|-------------|-------|
| 小規模保育設置促進事業(A型、B型) | | |
| 賃借料補助(契約家賃) | 1事業所当たり | 4,100 |
| 改修費等補助 | | |
| ①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,200 |
| ②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,500 |
| ③上記①、②以外の場合 | 1事業所当たり | 2,200 |
| 小規模保育設置促進事業(C型) | | |
| 賃借料補助(契約家賃) | 家庭的保育者1人当たり | 99 |
| 改修費等補助 | 1事業所当たり | 2,200 |
| ①待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,200 |
| ②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合 | 1事業所当たり | 3,500 |
| ③上記①、②以外の場合 | 1事業所当たり | 2,200 |

改正後

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価(1人当たり月額)
3(1)①アに該当する場合

単位:円

| 年齢区分 | A型 | B型 | C型 |
|-------|---------|---------|--------|
| 4歳以上児 | 25,300 | 25,300 | 25,300 |
| 3歳児 | 30,800 | 30,800 | 30,800 |
| 1・2歳児 | 88,900 | 76,000 | 85,600 |
| 乳児 | 157,100 | 130,400 | 85,600 |

3(1)①イに該当する場合

単位:円

| 年齢区分 | A型 | B型 | C型 |
|-------|---------|---------|--------|
| 4歳以上児 | 15,900 | 15,900 | 15,900 |
| 3歳児 | 20,400 | 20,400 | 20,400 |
| 1・2歳児 | 74,100 | 61,200 | 73,100 |
| 乳児 | 139,300 | 112,600 | 73,100 |

②連携施設経費

単位:円

| 連携施設を設定している場合 | 1か所当たり月額 |
|---------------|----------|
| | 24,600 |

(10)利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

| 区分 | 基準額 (一施設 当たり) |
|-----|---------------------|
| 基本型 | 1,681 |
| 特定型 | 660 |

改正前

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価(1人当たり月額)
3(1)①アに該当する場合

単位:円

| 年齢区分 | A型 | B型 | C型 |
|-------|---------|---------|--------|
| 4歳以上児 | 25,300 | 25,300 | 25,300 |
| 3歳児 | 30,800 | 30,800 | 30,800 |
| 1・2歳児 | 88,900 | 76,000 | 85,600 |
| 乳児 | 157,100 | 130,400 | 85,600 |

3(1)①イに該当する場合

単位:円

| 年齢区分 | A型 | B型 | C型 |
|-------|---------|---------|--------|
| 4歳以上児 | 15,900 | 15,900 | 15,900 |
| 3歳児 | 20,400 | 20,400 | 20,400 |
| 1・2歳児 | 74,100 | 61,200 | 73,100 |
| 乳児 | 139,300 | 112,600 | 73,100 |

②連携施設経費

単位:円

| 連携施設を設定している場合 | 1か所当たり月額 |
|---------------|----------|
| | 24,600 |

(10)利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

| 区分 | 基準額 (一施設 当たり) |
|-----|---------------------|
| 基本型 | 1,681 |
| 特定型 | 660 |

改正後

(11) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|--------------------|-------------|
| 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等 | 2,000 |

< デジタルテレビ等整備 >

単位: 千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|--------------------------------|-------------|
| デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費) | 245 |
| アンテナ工事 | 200 |

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

| | 基準額(研修参加教職員1人当たり) |
|------|-------------------|
| 研修支援 | 6,250 |

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位: 円

| | 基準額 |
|-------------------|---------|
| 養成施設受講料等(1人当たり) | 100,000 |
| 代替保育従事者雇上費(1日当たり) | 5,920 |

2. すべての子ども・家庭への支援

| | 基準額 |
|-------------|----------------|
| 地域子育て創生事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |
| 地域子育て特別支援事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

3. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

| 基準額 |
|-----------------|
| 別添13の3の(1)に定める額 |

改正前

(11) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|--------------------|-------------|
| 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等 | 2,000 |

< デジタルテレビ等整備 >

単位: 千円

| | 基準額(1施設当たり) |
|--------------------------------|-------------|
| デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費) | 245 |
| アンテナ工事 | 200 |

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

| | 基準額(研修参加教職員1人当たり) |
|------|-------------------|
| 研修支援 | 6,250 |

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位: 円

| | 基準額 |
|-------------------|---------|
| 養成施設受講料等(1人当たり) | 100,000 |
| 代替保育従事者雇上費(1日当たり) | 5,920 |

2. すべての子ども・家庭への支援

| | 基準額 |
|-------------|----------------|
| 地域子育て創生事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |
| 地域子育て特別支援事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

3. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

| 基準額 |
|-----------------|
| 別添13の3の(1)に定める額 |

改正後

(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

単位:千円

| | 基準額 |
|-------|----------|
| 託児活動費 | 月額 862 |
| 事務費 | 年額 1,574 |

(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

単位:千円

| | 基準額 |
|------------------|---|
| 戸別訪問による相談支援等 | 年額 2,577 |
| 就職活動支度の費用についての支援 | 支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額) |

(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

| 基準額 |
|---|
| 厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額 |

(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

4. 社会的養護の拡充

(1)児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

改正前

(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

単位:千円

| | 基準額 |
|-------|----------|
| 託児活動費 | 月額 862 |
| 事務費 | 年額 1,574 |

(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

単位:千円

| | 基準額 |
|------------------|---|
| 戸別訪問による相談支援等 | 年額 2,577 |
| 就職活動支度の費用についての支援 | 支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額) |

(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

| 基準額 |
|---|
| 厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額 |

(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

4. 社会的養護の拡充

(1)児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位:千円

| | 基準額(1チーム当たり年額) |
|-------|----------------|
| 賃金 | 4,482 |
| 事務諸経費 | 1,640 |

改正後

(2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

| 基準額(1施設当たり) | | |
|----------------|---|--------------------|
| 施設内遊具の安全対策 | 2,300 | |
| 食品の安全対策 | 6,500 | |
| 児童入所施設等の生活環境改善 | 下記以外 | 8,000 |
| | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター | 1,000 |
| 地域子育て支援拠点の環境改善 | 8,000 | |
| 学習環境改善 | 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム | 400 |
| | 里親 | 1里親当たり 200 |
| | 地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター | 1,000 |
| | 都道府県社協等 | 1か所当たり200千円×貸出見込人数 |
| 賃貸・改修等の補助対象の拡大 | 賃借料補助 年額 | 3,000 |
| | 改修費補助 | 8,000 |

(3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

単位:千円

| 基準額 | | | |
|----------------|------------------------|----------|-------|
| 児童養護施設等施設職員の研修 | 1人当たり(送り出し施設) | 短期研修宿泊あり | 131 |
| | | 短期研修宿泊なし | 71 |
| | | 長期研修 | 1,018 |
| | 1人当たり(受入施設(長期研修の場合のみ)) | 215 | |
| | 調整機関事務費 | 2,988 | |

5. 児童虐待防止対策の強化

| 基準額 | |
|----------------|----------------|
| 児童虐待防止対策緊急強化事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

| 基準額 | |
|----------------------------|----------------|
| 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

| 基準額 | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 別添26の3の(1)に定める額 |
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分) | 別添26の2 13の(1)に定める額 |

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

| 基準額 | |
|-----------------|----------------|
| 幼児教育・保育無償化円滑化事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

改正前

(2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位:千円

| 基準額(1施設当たり) | | |
|----------------|---|--------------------|
| 施設内遊具の安全対策 | 2,300 | |
| 食品の安全対策 | 6,500 | |
| 児童入所施設等の生活環境改善 | 下記以外 | 8,000 |
| | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター | 1,000 |
| 地域子育て支援拠点の環境改善 | 8,000 | |
| 学習環境改善 | 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム | 400 |
| | 里親 | 1里親当たり 200 |
| | 地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター | 1,000 |
| | 都道府県社協等 | 1か所当たり200千円×貸出見込人数 |
| 賃貸・改修等の補助対象の拡大 | 賃借料補助 年額 | 3,000 |
| | 改修費補助 | 8,000 |

(3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

単位:千円

| 基準額 | | | |
|----------------|------------------------|----------|-------|
| 児童養護施設等施設職員の研修 | 1人当たり(送り出し施設) | 短期研修宿泊あり | 131 |
| | | 短期研修宿泊なし | 71 |
| | | 長期研修 | 1,018 |
| | 1人当たり(受入施設(長期研修の場合のみ)) | 215 | |
| | 調整機関事務費 | 2,988 | |

5. 児童虐待防止対策の強化

| 基準額 | |
|----------------|----------------|
| 児童虐待防止対策緊急強化事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

| 基準額 | |
|----------------------------|----------------|
| 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

| 基準額 | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 別添26の3の(1)に定める額 |
| 不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分) | 別添26の2 13の(1)に定める額 |

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

| 基準額 | |
|-----------------|----------------|
| 幼児教育・保育無償化円滑化事業 | 都道府県知事が必要と認めた額 |